

## 海老名市生産緑地地区指定基準

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条に基づき、生産緑地地区として定める市街化区域内の農地等は、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、次の要件に該当するものとする。

- 1 市街化区域内にある農地等で、次のすべての要件に該当する一団のものの区域であるもの
  - (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
  - (2) 300 m<sup>2</sup>以上の規模の区域であるもの
  - (3) 防災機能面等を考慮し、少なくとも一辺が幅員 4 m 以上の公道に 2 m 以上接しているもの。ただし、すでに指定された生産緑地地区に 2 m 以上辺で接し、一団の農地等として指定をしようとする場合についてはこの限りではない。
  - (4) 用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
  - (5) 相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。
- 2 農地等の所有者など利害関係人全員の同意を得ているものであること。
- 3 前 2 項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 海老名都市マスタープラン、海老名市みどりの基本計画等の個別計画に位置付けられているもの
  - (2) 新たに生産緑地に指定することにより、既に指定された 2 以上の生産緑地地区の一体化、又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるもの等、一団の農地等で良好な都市環境の形成を図る上で必要と認められるもの
  - (3) 街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの
  - (4) 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する農地等については、原則として生産緑地地区の指定はしないものとする。
  - (1) 既に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条の認可、又は承認が

行われている道路・公園等の都市計画施設の区域と重複するもの

- (2) 現況が農地等であっても農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定による転用の届出が行われているもの。ただし、届出後の状況の変化により現に再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合は除く。
- (3) 生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取りの申出があり、行為の制限が解除されたもの。ただし、解除後の状況の変化により現に再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合は除く。
- (4) 公道から容易に入ることができないもの
- (5) その他市長が指定をしない特別な理由があるもの

#### 附 則

##### （施行期日）

この基準は、平成 30 年 12 月 18 日以降に新たに指定する生産緑地について適用する。

##### （経過措置）

この基準の適用日に、現に生産緑地の指定を受けている農地等は、この基準により生産緑地地区の指定を受けた農地等とみなす。